

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私がA社及び同社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、同社同支社に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、「申立人はA社C支社が厚生年金保険の適用事業所となるまで同社に所属しており、当時、申立人が異動した際に同社が届出を誤ったものである。」と回答していることから、申立人の申立期間における資格喪失日を昭和44年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間に係る標準賞与額の記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月10日から17年7月31日まで
② 平成16年12月22日
③ 平成17年7月31日から同年8月1日まで

私のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は16万円と記録されているが、給与支給額に比べて低額であるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、平成16年12月の標準賞与額の記録が無いが、賞与が支給され厚生年金保険料も控除されていたので訂正してほしい。さらに、当該事業所に17年7月31日まで勤務し、保険料も控除されていたので、厚生年金保

険の資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「提出した給与明細書は、A社に入社した後に事業主から給与額の提示として渡され、金額面で了承した際のものである。それ以後は退職するまで給与明細書はもらっていない。」と供述しており、申立人から提出された平成 16 年分給与所得に対する源泉徴収簿及び 17 年分の所得税の確定申告書（控）に係る給与収入金額及び社会保険料の金額から判断すると、当該給与明細書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、退職時まで継続していたことが認められるところ、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（16 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書における報酬月額から、44 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料は無いとしているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成 16 年分健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る賞与明細書及び上述の源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書における賞与支給額から、45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料は無いとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、上述の源泉徴収簿により、A社における厚生年金保険料控除は翌月控除と判断できるところ、申立人は、上述の確定申告書において、上述の給与明細書における給与支給額の8か月分（平成17年1月から同年8月まで）を給与収入とし、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額の8か月分を社会保険料控除額として申告していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる

また、申立期間③の標準報酬月額については、当該給与明細書及び上述の確定申告書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料は無いとしているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、事業主は、資格喪失日を平成17年7月31日として社会保険事務所へ届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月13日から5年5月21日まで

私がA社に勤務した期間に係る標準報酬月額は、実際に給料から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額となっていない。同社の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年2月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年6月の給与明細書を保有していないものの、申立人から提出された前後の期間における給与明細書により、

同年6月についても前後の期間と同様の厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、同年6月の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に相当する保険料より高い金額を誤って控除したことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年12月13日から4年2月1日までの期間及び同年10月1日から5年5月21日までの期間については、上記給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は16万円、申立期間③及び④は13万円、申立期間⑤は22万2,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、申立期間③から⑥までについて、申立人が申立期間当時に居住して

いたB市から提出された申立人の平成17年度、18年度及び19年度に係る市民税・県民税賦課資料（平成16年、17年及び18年所得分）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金通帳により確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書及びB市から提出された上記の市民税・県民税賦課資料の社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は16万円、申立期間③及び④は13万円、申立期間⑤は22万2,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間③は11万7,000円、申立期間④は22万1,000円、申立期間⑤は21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③から⑤までについて、申立人が所持する銀行の「取引明細表(当座・別段・普通)」(以下「取引明細表」という。)の記録により、申立人は、当該期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、B市から提出された申立人の平成17年度及び19年度に係る市民税・県民税賦課資料(平成16年及び18年所得分)の社会保険料の金額は、

オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③から⑤までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間③から⑤までに係る標準賞与額については、上記の銀行の取引明細表により確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書及びB市から提出された上記の市民税・県民税賦課資料の社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間③は11万7,000円、申立期間④は22万1,000円、申立期間⑤は21万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③から⑤までに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②について、申立人が給与振込先としていた銀行は、「平成15年以前の取引明細表については、保存期限である10年を経過しているため、確認できない。」旨回答している。

また、法人登記簿謄本によると、A社は平成21年9月に破産しており、事業主及び破産管財人は、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月5日

私は、申立期間に勤務先のA社から賞与を支給されたが、賞与の年金記録がないことに納得がいかない。申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る「2003年夏季賞与明細書」、申立期間当時の総務担当者から提出された資料「2003夏支給控除」及び元事業主等の供述により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は、「当時の資料の所在が不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月31日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人の申立期間に係る預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の平成19年度に係る市民税・県民税賦課資料（平成18年所得分）の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の銀行の預金元帳により確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書及びB市から

提出された上記の市民税・県民税賦課資料の社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を115万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 5 日

私は、申立期間に勤務先のA社から賞与を支給されたが、賞与の年金記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の総務担当者から提出された申立期間に係る「平成15年夏季賞与に関する資料」、複数の元同僚から提出された「2003年夏季賞与明細書」及び税務署から提出された「平成15年分給与所得の源泉徴収票」から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、その主張する標準賞与額(115万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は、「当時の資料の所在が不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間に係る標準賞与額の記録を21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月11日

私は、年金事務所からの文書により、A社に勤務していたときの平成16年6月賞与における標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B信用金庫C支店から提出された申立人に係る預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、D市役所から提出された申立人の平成17年度(平成16年所得分)市民税課税通知(回答)における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の預金取引明細表及び同僚の賞与明細書により確認できる賞与振込額から推認した賞与

支給額及び厚生年金保険料控除額から、21万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする複数の元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していたE健康保険組合は、平成18年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月2日は80万円、同年12月10日は100万円、17年7月11日は50万円、同年12月14日は62万1,000円、18年7月13日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月2日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月11日
④ 平成17年12月14日
⑤ 平成18年7月13日

私の年金記録には、A社から支給された賞与のうち、申立期間に係る賞与に関する厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該賞与について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の一部に係る給料支払明細書、A社から提出された給料支払明細一覧表及び同社からの回答書により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これ

らの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された給料支払明細書、A社から提出された給料支払明細一覧表及び同社からの回答書により確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年7月2日は80万円、同年12月10日は100万円、17年7月11日は50万円、同年12月14日は62万1,000円、18年7月13日は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月28日は49万8,000円、17年7月31日は49万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月31日

私がA社において、平成16年12月及び17年7月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録には当該標準賞与額の記録が無い。納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は49万8,000円、17年7月31日は49万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付

する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私の夫は、会社を退職して厚生年金保険から国民年金に切り替え、私の国民年金被保険者資格については第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付してくれたはずにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、会社を退職した後、自身の国民年金の加入手続きを行い、申立人に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きも行い、申立期間の夫婦二人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、平成10年4月6日を勧奨事象発生日として、12年2月21日付けで申立人及びその夫に対して、種別変更に係る勧奨が行われ、夫は、当該発生日に第1号被保険者資格を取得し、10年4月から11年3月までの国民年金保険料を12年5月24日に過年度納付していることが確認できるが、申立人の第1号被保険者の資格取得日は、本来であれば、夫と同様に10年4月6日とすべきであったところ、夫の同資格取得日の1年後となる11年4月6日とされていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、その後、平成25年6月21日付けで申立人に係る国民年金の種別訂正処理が行われ、申立期間が遡って第1号被保険者期間に変更されたことが確認できるところ、当該訂正処理が行われるまでは、申立期間は第3号被保険者期間として管理されていたことから、申立人に対し、申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付書は発行されず、申立人の夫が、自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、当該訂正処理時点では、制度上、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索による調査の結果、申立人に別

の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年4月までの期間、同年5月から同年9月までの期間及び平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年4月まで
② 昭和59年5月から同年9月まで
③ 平成2年4月

私は、昭和59年4月頃、母に伴われA区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は、同区役所の窓口で母が一括納付し、申立期間②の保険料は、自分で銀行の窓口で納付した。

また、申立期間③の国民年金保険料は、夫がサラリーマンから自営業に変わったため、B市役所で種別変更の手続きを遅滞なく行い、納付したはずである。申立期間①、②及び③について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和59年4月頃、A区役所で国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得日の記録などから、昭和61年8月頃にA区で申立人に対して払い出されたと推定され、当該払出時点では、申立期間①は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の金額及び納付期間について、「母がA区役所の窓口で納付したのは覚えているが、保険料の金額等について詳しくは覚えていない。母に聞いたが、母も金額等の詳しいことは覚えていなかった。」と述べており、申立期間①の保険料納付の詳細が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②当時に銀行の窓口で、国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、上記のように、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年8月に払い出されていることから、当該期間

当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない上、当該払出時点では、当該期間のうち、59年7月以降の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、その保険料納付の事実をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「夫がサラリーマンから自営業に変わったため、B市役所で種別変更の手続を遅滞なく行い、国民年金保険料を納付したはずである。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更年月日が「平成2年5月1日」から「同年4月30日」に訂正されていることが記録されており、オンライン記録により、平成8年3月14日付けで当該種別変更年月日の訂正が行われていることが確認できる。このことから、申立期間③については、同年3月までは、国民年金の第3号被保険者期間として記録され、当該期間に係る納付書が発行されなかった事情がうかがえ、種別変更年月日の訂正が行われた時点(同年3月14日)では、申立期間③は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の夫が所持する年金手帳にも、第1号被保険者資格取得日について、申立人と同じ年月日の訂正が記録されているほか、オンライン記録により、申立人の夫の申立期間③に係る国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる。

- 4 このほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年2月まで

私は、昭和60年3月に大学を卒業して、同年4月から平成3年2月末日まで正社員として勤務していた。この期間は厚生年金保険に加入していたと思っていたが、小さな会社だったので、今にして思えば、国民年金に加入していたかもしれない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたと思う。」と主張しているが、「申立期間当時、年金に対する知識が乏しく、国民年金について良く知らなかった。」とも述べており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶が明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録により、申立人が申立期間後の平成3年3月1日付けで厚生年金保険に加入した時の厚生年金保険記号番号が、申立人の基礎年金番号として9年1月に付番され、申立人は、当該基礎年金番号で14年6月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間当時に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年12月まで

私は、昭和50年3月、婚姻届を提出してA区役所から帰ってきた夫から、「年金を納めるのは国民の義務であるから納めるように。」と言われたので、申立期間の国民年金保険料を現金で一括納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付した場所は、確実とは言えないが、その頃いろいろな用件で行く機会があったA区役所の本庁又は同区役所のB出張所だったと思う。私が受け取った年金手帳では、被保険者となった日が「昭和43年*月*日」となっていたので、20歳から保険料を納付したことになるのだと思ったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年3月、申立期間の国民年金保険料を現金で一括納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳払出一覧表により、昭和51年1月20日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年3月頃に行われ、その際、申立人が20歳に到達した43年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認される。当該加入手続時点において、申立期間のうち48年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、49年1月から同年12月までの保険料は過年度納付が可能であるが、市区町村は現年度保険料のみを収納しており、過年度保険料を収納することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿

検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

私の母は、国民年金保険料の未納期間があると保険料の申請免除が認められないとどこからか聞き、私の平成4年度の保険料を免除申請するために、その直前までの保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「国民年金保険料の未納期間があると申請免除が認められないと聞き、平成4年度の保険料の免除申請をするために、申立期間の保険料を納付した。」と述べているが、国民年金保険料の申請免除については、被保険者の前年所得等が該当要件とされ、当該申請期間以前の保険料の納付の有無については要件とされていない。

また、上記の申述とは別に申立人の母は、「確かなことは言えないが、申立期間の国民年金保険料を納付したときに、申立人の妹の保険料も一緒にまとめて納付したと記憶している。」とも述べているところ、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成6年4月25日に社会保険事務所（当時）からA町（現在は、B市）に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の妹の手帳記号番号の前後の番号の国民年金被保険者のうち、20歳到達により資格を取得した者の資格取得記録から、申立人の妹の国民年金の加入手続は同年8月以降に行われたものと推認できることから、申立人及びその妹の保険料を一緒に納付できるのは同年8月以降であると考えられるが、この時点を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、

申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間の保険料は申立人の妹の保険料と一緒に納付したとする一方、申立人の妹が国民年金に加入する以前に、申立期間の保険料を納付したか否か定かではない旨述べているなど、申立期間に係る保険料納付に関する記憶が必ずしも明確ではなく、申立期間の保険料納付の状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から51年12月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃、母が区役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母が両親の分と一緒にA郵便局で定期的に納付しているはずであり、申立期間が未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和44年*月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母が両親の分と一緒にA郵便局で納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、53年12月頃に行われたと推認されることから、加入手続の時期は申立人の主張と相違する上、当該加入手続が行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に、申立人の母が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和53年12月時点においては、第3回特例納付が実施されており、申立期間の国民年金保険料は特例納付等により遡って納付することが可能であったが、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、「娘の保険料は定期的に納付し、過去の保険料を遡ってまとめて納付したことはない。」と述べている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は95か月と長期間である上、申立人は、申立期間の大半

を同一住所に居住しており、この期間、同一の行政機関が記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5546（事案 1195 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 21 日から 7 年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 60 年 10 月 18 日に再入社し、平成 12 年 3 月末まで継続して勤めた。この間、5 年 8 月に手術のため入院したが、同年 10 月には職場復帰していた。申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていると思っていた。

今回、平成 7 年 10 月分及び同年 12 月分の給与明細書、健康保険の継続療養証明書が見つかったので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、雇用保険の記録により、申立人はA社を平成 5 年 7 月 20 日に離職していることが確認でき、その翌日に資格喪失したとする厚生年金保険の記録と符合していること、及び当該事業所の元事業主は、「申立期間当時の関係資料を処分したため、申立期間当時の勤務実態は不明。」と回答していることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、21 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料として「平成 7 年 10 月分及び同年 12 月分給与支払明細書」並びに「健康保険継続療養証明書」を提出し、申立期間は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたと思うと主張している。

しかし、申立人から提出された申立期間に係る平成 7 年 10 月分の給与支払明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、健康保険継続療養証明書については、健康保険被保険者が被保険者資格を喪失した後も引き続き療養の給付を受ける場合に社会保険事務所（当時）

から交付されるものであり、当該健康保険継続療養証明書は、申立人がA社を平成5年7月20日に退職した後も継続して療養の給付を受けるために申請を行い、同年8月12日にB社会保険事務所から交付されたものである。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる資料等は提出されず、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5547（事案 2299 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 21 日から 58 年 3 月 21 日まで

今回の再申立てにおいて、私は、昭和 55 年 9 月 9 日付けの辞令を新たに提出するが、前回は提出した勤続 17 年の表彰状のとおり、申立期間を含めないと勤続 17 年にならないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、申立期間当時は、子供が小さく健康保険の被保険者資格に変更が生じた記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) 申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月 21 日から 58 年 3 月 20 日までは、出向先である A 社において雇用保険に加入しているが、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた元同僚及び申立人と一緒に A 社に出向した元同僚の全員が、申立人と同様に申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が無いこと、iii) B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、B 社から受け取った昭和 55 年 9 月 9 日付けの辞令を提出し、再申立てを行っているが、当該辞令からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されてい

たことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されず、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 3 月に大学を卒業して、同年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日までA区のB社及びC社に正社員として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚及び申立人の申立期間当時における勤務状況に係る具体的な供述から、申立人は、申立期間においてB社及びC社に勤務していたものと推認できるところ、申立期間のうち、平成 2 年 5 月 21 日から 3 年 2 月 28 日までの期間においては、C社に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「B社は、厚生年金保険に加入していなかった。また、C社は、平成 3 年 6 月から厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、オンライン記録により、B社は、A区において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、C社は、元同僚の供述のとおり、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間において両社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の元事業主は、既に死亡している上、C社の元事業主に照会を行ったが、回答は得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。